

宜野湾市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和8年7月7日

宜野湾市監査委員 米 須 清 盛

宜野湾市監査委員 山 城 康 弘

1 監査の期間

令和8年6月2日から令和8年7月7日まで

2 監査の対象

上下水道局 ・ 総務企画課 ・ 業務サービス課 ・ 水道施設課 ・ 下水道施設課

3 監査の範囲

財務に関する事務の執行

- ・ 令和7年度に締結した契約関係文書
- ・ 令和7年度補助金関係文書
- ・ 令和7年度備品台帳
- ・ 令和7年度郵便発送簿（兼切手受払簿）

4 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については、おおむね適正に執行されているが、次のような指摘事項があった。また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度各対象部局に口頭指導したので記述を省略した。

【上下水道局】

○総務企画課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし。

○業務サービス課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし。

○水道施設課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし。

○下水道施設課

項 目	指 摘 事 項
愛知雨水管移設工事について	当該契約は、提出された書類に日付の記載がなされていない。適正な事務処理に努められたい。
公共下水道污水管渠工事現場技術業務委託（その２）（令和６年度繰越）について	当該契約は、契約約款に定められた書類の通知がなされていない。適正な事務処理に努められたい。
西普天間住宅地区污水幹線・枝線工事（Ｒ６－第１工区）について	当該契約は、契約約款に定められた変更の通知がなされていない。また、提出された書類に錯誤がある。適正な事務処理に努められたい。
西普天間住宅地区污水幹線・枝線付帯工事について	当該契約は、提出された書類に錯誤がある。適正な事務処理に努められたい。
西普天間住宅地区污水枝線工事（Ｒ６－第４工区）について	当該契約は、契約約款に定められた変更の通知がなされていない。適正な事務処理に努められたい。
西普天間住宅地区污水枝線工事（Ｒ７－第３工区）及び上原污水枝線付帯工事について	当該契約は、契約約款に定められた変更の手続きがなされていない。適正な事務処理に努められたい。